尾道市営駐車場設置及び管理条例施行規則(昭和51年規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>尾道市営駐車場設置及び管理条例(平成17年条例第160号。以下「条例」という。</u>)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平18規則22·一部改正)

(一般使用の許可)

第2条 駐車場の一般使用に係る条例第8条第1項の許可は、駐車場に入庫の際に駐車券を交付して行う。

(平18規則22·一部改正)

(定期利用の許可)

- 第3条 駐車場の定期利用に係る<u>条例第8条第1項</u>の許可(以下「定期利用許可」という。)を受けようとする者は、使用しようとする月の前月25日までに駐車場定期利用申込書(<u>別記様式第1号</u>)に自動車検査証を添付して提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、自動車検査証については、使用しようとする月の5日までに提出することができる。
- 2 指定管理者は、前項の定期利用の申込みがあったときは、一般使用に支障がないと認める範囲内で許可するものとする。
- 3 指定管理者は、定期利用許可をしたときは、申込みに係る駐車場の定期駐車券を交付するものとする。
- 4 定期利用許可を受けた者は、許可に係る自動車を変更するときは、駐車場定期利用変更許可願(<u>別記様式第2号</u>)に自動車検車証を添付して提出しなければならない。

(平18規則22・令2規則62・一部改正)

(駐車位置)

- 第4条 駐車場を使用する者は、駐車区画として定められた場所以外に駐車してはならない。
- 2 定期利用をする者の駐車位置は、許可の際に指定された場所とする。
- 3 指定管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更することができる。

(平18規則22・令2規則62・一部改正)

(定期利用の方法)

- 第5条 定期利用許可を受けた者が、定期利用の必要がなくなった場合は、駐車場返還届(<u>別記様式第3号</u>)を提出し、許可の際交付された定期駐車券を返還しなければならない。ただし、利用許可期間が満了する場合にあっては、駐車場返還届の提出を要せず、定期駐車券は返還又は廃棄するものとする。
- 2 定期駐車券は、許可を受けた者以外は使用してはならない。
- 3 定期駐車券を破損又は紛失した者は、再発行に要する費用を負担して、定期駐車券の再発行を受けることができる。
- 4 指定管理者は、定期駐車券を不正に使用した者に対し、当該定期駐車券を無効とし、損害賠償を請求することができる。
- 5 指定管理者は、駐車場が満車であるときは、定期利用許可を受けた者の駐車場の利用を断ることができる。この場合において、利用料金の 環付はしないものとする。

(平18規則22・令2規則62・一部改正)

(定期利用の更新)

- 第6条 定期利用の許可の期間は、最長1年とし、年度ごとに終了するものとする。ただし、更新の手続により、継続して使用許可を受けることができるものとする。
- 2 定期利用の更新の手続は、<u>第3条第1項</u>の規定を準用する。ただし、許可に係る自動車に変更がない場合は、自動車検査証の提出を省略する ことができる。

(平18規則22・一部改正)

(利用料金の納付等)

- 第7条 一般使用の場合における利用料金は、駐車場を出庫するときに納入するものとする。ただし、割引駐車券、磁気カード又は回数券による利用の場合にあっては、利用者がこれを購入するときに納入するものとする。
- 2 定期利用の場合における利用料金は、1か月ごとに納入するものとし、最初の月の利用料金は、利用の許可後速やかに納入し、翌月分以降については、その月の前月の末日までに納入するものとする。
- 3 条例別表第4に規定する販売枚数が5,000枚以上の場合の市長が別に定める割引駐車券の上乗せ率は、50パーセントとする。

(平18規則22・平29規則6・令2規則62・一部改正)

(駐車時間及び利用料金)

- 第8条 一般使用の利用料金を算出するための駐車時間は、駐車場に入庫の際駐車券を交付した時刻から出庫の際駐車券を返納した時刻までの時間とする。この場合において、入庫及び出庫の場合の時刻が明確でないときは、指定管理者の認定するところによる。
- 2 東尾道駅前駐車場において、入庫及び出庫の場合の時刻が明確でないときは、24時間の料金とする。

(平18規則22・令2規則62・一部改正)

(定期利用許可の期間等)

- 第9条 定期利用は、月の初日から末日までを1か月の単位として許可するものとする。ただし、月の途中から許可することができるものとし、 この場合にあっては、当該中途の日から当該月の末日までを1か月とみなす。
- 2 <u>第5条第1項本文</u>又は<u>前項ただし書</u>に規定する場合において、特別な理由がある場合を除き、定期利用に係る利用料金の還付及び減免は行わない。
- 3 定期利用許可を受けた者が、許可を受けた期間又は時間を超えて駐車した場合における超過時間分の利用料金の算定は、一般使用の利用料金によるものとする。

(平18規則22・令2規則62・一部改正)

(減免)

- 第10条 <u>条例第14条</u>に規定する利用料金の減免は、<u>次の各号</u>に定めるところによる。
  - (1) 公務のために利用するとき 免除
  - (2) 市の来客等が利用する場合で交際上必要なとき 免除
  - (3) その他市長が特に必要と認めたとき 減額又は免除
- 2 前項の規定により利用料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者の発行する無料の駐車券又は割引の駐車券の交付を受けるものとする。

(平18規則22・令2規則62・一部改正)

(物件等の破損の場合の処理)

第11条 駐車場の諸設備その他の物件を破損した者は、直ちにその状況を係員に届け出るとともに、損害賠償の方法等について市長の承認を受けなければならない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用している申請書等の様式は、当分の間これを使用することができる。

付 則(平成18年3月23日規則第22号)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
  - 付 則(平成29年3月10日規則第6号)
- この規則は、公布の日から施行する。
  - 付 則(令和2年9月25日規則第62号)
- この規則は、令和2年10月1日から施行する。

## 様式第1号(第3条関係)

(平18規則22・令2規則62・一部改正)

様式第1号(第3条関係)

駐車場定期利用申込書

年 月 日

指定管理者 様

住 所 車両所有者氏名 (法人の場合は法人 名及び代表者氏名) 電 話 番 号

尾道市営駐車場設置及び管理条例及び同条例施行規則に定められた事項を了承の上、次のとおり駐車場の定期利用を申し込みます。

- 1 駐車場名 駐車場
- 2 車両標識番号
- 3 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 定期駐車券の種別 昼・夜間

(昼・夜どちらか一方を○で囲むこと。)

(4の項目は、中央駐車場又は長崎駐車場の場合にのみ使用する。)

様式第2号(第3条関係)

\_\_\_\_\_ (平18規則22・令2規則62・一部改正) 様式第2号(第3条関係)

駐車場定期利用変更許可顧

年 月 日

指定管理者 様

住 所
車両所有者氏名
(法人の場合は法人) 名及び代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり駐車場定期利用の自動車を変更したいので、許可してください。

1 駐車場名 駐車場

2 旧車両標識番号

3 新車両標識番号

4 変更理由

様式第3号(第5条関係)

(平18規則22・令2規則62・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

駐車場返還届

年 月 日

指定管理者 様

住 所
車両所有者氏名
(法人の場合は法人) 名及び代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり返還します。

1 駐車場名 駐車場( 区画)

2 返還年月日 年 月 日

3 車両標識番号